

部活動推進計画

1. 部活動のねらい

部活動は、本校教育活動の一環として、個性や能力の伸長、社会性・協調性を高め、自主性を伸ばし、個人の人格形成を育成することをねらいとする。

2. 部活動の種類【(男女) は練習を同じ場所で同じ練習を行っている部】

文化部	放送部・美術部・吹奏楽部 総合文化部
体育部	野球部・陸上部(男女)・バレーボール部(女)・卓球部(男女)・男女ソフトテニス部 水泳部(男女)・バスケットボール部(男女)・剣道部(男女)・バドミントン部(男女) サッカー部・柔道部(男女)・テニス(男女) 臨時体育部(空手、新体操、体操、…活動は外部で中体連のみ出場)・駅伝・その他

3. 部活動の新設・休部・廃部について

以下の項目において、条件に該当する場合、職員会議で検討する。

(1) 部活動の新設について

- ① 顧問教師が確保でき、活動に常時つき、指導できるとき。
- ② 活動場所が確保できるとき。
- ③ 部員数を部として十分に確保できるとき。

以上の条件を十分に満たすこと。

(2) 部活動の休部について

- ① 顧問が確保できないとき。
- ② 部員数が十分に確保できなかったとき。
- ③ 活動場所や管理上の問題が発生したとき。

(3) 部活動の廃部について

- ① 休部の状態が2年以上続いたとき。
- ② 継続的にしかも重大な生徒指導上の問題が発生したとき。

(4) 臨時体育部について

- ① 中体連の専門部会がある種目において、顧問教師が必ず確保でき、社会体育などで常時きちんと指導を受けていることを条件に、中体連大会のみ引率し、出場する機会をあたえる。
- ② 中体連大会引率については、保護者が必ず同伴できること。
- ③ 顧問教師が引率できないときは、他の教師をもって引率にあたる。

4. 顧問教師とその指導

(1) 部活動の顧問は、職員の希望をとり、学校長が委嘱する。

- ① 原則として、1年間継続して指導にあたる。
- ② 運動部の顧問は、原則的に複数制をとる。

(2) 顧問教師には次のことを願います。

- ① 部活動の指導と安全指導
- ② 対外的な交流試合の企画・運営
- ③ 部活動に必要な用具の購入と保管
- ④ 適切な活動場所の使用と管理
- ⑤ 適切な部室使用の指導

5. 部活動規定

本校の部活動は、生徒の自主性と教職員の指導・助言のもとに取り組みられる文化的、体育的集団課外活動である。そのため、以下の規定を設ける。

(1) 部活動心得

- ① 部活動に所属することで、集団の一員としての規律を重んじ、技能の向上とともにルールやマナーを遵守する心を学ぶ。
- ② 学校生活や授業がきちんとできた上での部活動である。(体育の授業を見学したり、保健室で時間を過ごしている場合、その日の部活動はできません。)
- ③ 顧問教師の指導や助言に従い、部員間で協力して活動を進める。

(2) 入部・退部の手続き

- ① 入部・退部は、保護者捺印の書面をもって手続きし、「部活動規定」に準拠する。

(3) 活動について

- ① 各部の部長は、顧問の先生の指導助言に従い、効果的で安全な活動ができるようにする。
- ② 上級生は、下級生を指導し、全員が協力して、各部の意気を上げるようにする。
- ③ 全員が部活動の目的をよく理解し、部員一人ひとりを大切に、自主的で楽しい活動にするように努める。
- ④ 各部は下記の記録簿をおく。
 - ・部員名簿(学年・組・保護者名・住所・電話番号など)
 - ・活動計画書など
 - ・日誌・出席簿など

(4) 活動日・時間・場所

- ① 各部の活動については、学校で定めた場所を原則とし、施設用具の整理整頓、戸締りを必ず行う。使用の仕方が悪い部は、一定期間の使用を中止する。
- ② 活動日は、学校で定める日とする。
 - 顧問がつけないときは活動できない。出張や会議などで他の職員にお願いできれば、生徒に連絡し、怪我や事故の対応を適切にできるようにすること。
 - 毎週月曜日をノー部活 day とする。ただし、体育館を使用している部活はこの限りではない。
 - 土曜・日曜はどちらか1日を休息日にする。大会等で両日活動する場合は必ず平日に休息日を設けること。
 - 定期考査3日前は部活動中止(朝練も含む)とする。ただし、大会やコンクールなどで部員及び保護者の大多数の理解を得、事前に生徒の学習時間を十分に確保している場合は特別に参加を認める。事前に校長、及び職員全体に連絡すること。
- ③ 活動時間は、平日の放課後や休日の昼の時間帯とする。
 - 完全下校を厳守すること。完全下校は、日没などを考慮し、職員会議で決定する。(17:00~18:30の間で設定)完全下校15分前に活動を終え、後片付けや戸締まりを行う。
 - 何度注意しても完全下校を守れない部については、3日間の部活動中止とする場合もある。
 - 朝練を行うときは、顧問教師が必ずいることを確認し活動すること。活動時間は7:30~8:15までとする。朝の会に遅れる部は活動を認めない。
 - 土・日・休日の練習においても、生徒の登校から下校までを顧問の責任のもと活動を行うこと。
- ④ 練習試合や大会などの遠征について
 - 事前に保護者などにプリントなどで連絡すること。(時間や場所、交通手段など)
 - 校長または教頭に日時・場所などを連絡すること。
 - 県外への遠征や宿泊を伴う遠征については計画書を作成し、事前に校長の許可を得ること。

(5) 服装について

- ① 学校体育時の服装、部活全体で購入したユニフォームや練習着、制服とする。
- ② ウインドブレイカーなどの防寒着については、学校の服装規定に順ずる。
- ③ 部活動への登下校についても同様とする。(自転車規定も同様)

(6) 部室・教室の使用について

- ① 各部で責任を持って整理整頓および戸締りをする。
- ② 部室については部活動の用具置きと部活動時の更衣のみに使用する。(授業の道具や学校体育のジャージや体操服などを置き帰りしない)
- ③ 部室での飲食をしない。
- ④ 鍵は職員室の指定されたところに保管し、休み時間の持ち出しや持ち帰りはできない。

6. 補足・確認事項

- ① 部費については、生徒会費を基本とする。但し、保護者の了承を得て、常識的に保護者の負担にならぬ程度であれば徴収することができる。
- ② 中体連の大会については、マナーチェックに違反した生徒の出場は許可しない。また、学校生活のルールにたびたび違反する生徒も同様とする。
- ③ 活動前後の買い食いをしない。自転車通学規定や服装規定を守るなど、学校生活と同様に考える。
- ④ 練習試合における自転車の利用については、顧問が安全に留意して指導を行う。(自転車通学者はヘルメットをかぶること)
- ⑤ 上記の約束事がたびたび守れない部は、部活動の中止や廃部を決めることもありえる。

※外部指導者について

- ① 外部指導者は、その必要があると思われる部に対して、学校長が委嘱する。
- ② 外部指導者は、技能面のみの指導を無償で行うものであり、あくまでも各部の顧問が部活動運営の主体としてその責任を負う。
- ③ 中体連は、「中体連大会における外部指導者のベンチ入り」について協議・登録等は行うが、依頼・大会における旅費の負担・その他においては、各学校独自で運用を行う。

○ 外部指導者を登録した部

サッカー・女子ソフトテニス・バドミントン・バスケットボール・テニス・新体操・空手

☆最終下校時間

4月	18:15	10月	※新人戦まで18:15で以降は17:45
5月	18:30	11月	17:30
6月	18:30	12月	17:15
7月	18:30	1月	17:30
8月	18:15	2月	17:30
9月	18:15	3月	18:00

下記の場合は、15分間延長する。

- ・夏季中体連市内大会1週間前
- ・夏季中体連地区大会出場の場合
- ・新人地区大会出場の場合
- ・文化発表会及びコンクール1週間前

※日没の状況を見て、月半ばで変更することもあります。

休日及び長期休業中の最終下校は原則16:00を最終下校とする。